

大阪広域データ連携基盤（ORDEN）ガバナンスボード懇話会設置要綱

（目的）

第一条 大阪府（以下「府」という。）は、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）（以下「ORDEN」という。）の運用に係るデータガバナンスにおいて客観性・妥当性を確保するために、サービス、セキュリティ技術、法務や倫理的・法的・社会的課題（ELSI）（以下「ELSI」という。）等の様々な専門家の意見を聴くことを目的として、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領（平成 24 年 10 月 23 日付け人事第 2152 号）」に基づき、「大阪広域データ連携基盤（ORDEN）ガバナンスボード懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

（検討事項）

第二条 懇話会では、次の事項について意見交換する。

- 1 プライバシーコンテンツ制作に関すること
- 2 プライバシーインパクトアセスメントの実装に関すること
- 3 ORDEN のガバナンス拡充に関すること
- 4 ガバナンスドキュメント改定に関すること
- 5 セキュリティ検討（セキュリティ・バイ・デザイン）に関すること
- 6 その他、ORDEN のガバナンスに関して必要な事項

（組織）

第三条 懇話会は、別表に掲げるサービス、セキュリティ技術、法務や ELSI 等に関して優れた識見を有する者で構成する。

（運営方法）

第四条 懇話会の会議は府が招集し開催する。

二

府が必要と認めるときは、会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

三 会議については大阪府情報公開条例第八条第一項一号及び四号に該当するため非公開とする。

（報償費）

第五条 構成員の報償費の額は、会議の出席につき日額一万八千円とする。

（費用弁償）

第六条 構成員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）の規定による指定職等の職務にあるもの以外の者の額相当額とする。

(守秘義務)

第七条 構成員は、会議等の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第八条 懇話会の事務局を大阪府スマートシティ戦略部戦略企画課に置く。

(その他)

第九条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和五年五月十五日から施行する。

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

別表

大阪広域データ連携基盤（ORDEN）ガバナンスボード懇話会

構 成 員 名 簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名
板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
岸本 充生	国立大学法人大阪大学 D3 センター 教授 社会技術共創研究センター（ELSI センター）長
下條 真司	学校法人青森山田学園青森大学 教授 国立大学法人大阪大学 名誉教授
高橋 克巳	NTT 社会情報研究所 主席研究員